Communication Center for Food and Health Sciences

ＮＰＯ法人

食科協ニュースレター第191号

目　　次

【第 17 回食科協総会・会員研修会を終えて】 2
NPO 法人食科協　理事長　馬場良雄

【食科協の活動状況】 3
2019 年 5 月～2019 年 6 月の主な活動(先月報告以降)

【行政情報】 4
1. 世界保健機関(WHO)は、油脂業界、食品及び外食産業界は 2023 年までに工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除するための世界的な取り組みに参加する必要がある旨の声明を公表
2. 改正後の食品衛生法第 8 条に基づく特別の注意を必要とする成分等を含む食品について
3. 食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集
4. 日本マクドナルド株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
5. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について
6. 平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画の改正について（韓国産ヒラメ等に係る衛生対策の確保）公表
7. 食品ロスの削減の推進に関する法律の公布
8. 平成 30 年度食品表示に関する消費者意向調査報告書公表
9. ラグビーワールドカップ２０１９の開催における食品衛生対策について
10. 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

森田邦雄

11. 食品安全委員会提供情報
2019 年 5 月 21 日第 742 回から 2019 年 6 月 11 日第 745 回までの開催分

【第 17 回通常総会【2019（令和元）年度】報告】 １３
北村忠夫

※各リンク先に飛べない場合は URL をコピーペーストして下さい。

令　　和　１年６月１４日

特定非営利活動法人　食品保健科学情報交流協議会
〒135－0004　東京都江東区森下 3-14-3、全麺連会館 2 階　TEL　03-5669-8601　FAX　03-6666-9132
http://www.ccfhs.or.jp/　　E-Mail　8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【第 17 回食科協総会・会員研修会を終えて】

NPO 法人食科協　理事長　馬場良雄

2019 年度の第 17 回食科協総会を終えて一言ご挨拶申し上げます。6 月 4 日に開催し、平成 30 年度活動報告、2019 年度事業計画、専務理事に渡辺氏選任など理事の変更・補充などの新体制について承認いただきました。心新たに会員の皆様に役立つ情報発信、研修会等の開催に努めて参りたいと思っております。

総会に引き続き開催いたしました研修会では、昨年 6 月に改正された「食品衛生法等の一部改正」についてその概要と施行規則等の改正の概要について厚生労働省生活衛生局食品監視安全課の道野課長に、また、同改正のひとつ「器具・容器包装の制度改正」について厚生労働省生活衛生局食品基準審査課の大田課長補佐にそれぞれわかりやすく解説して頂き、会場からの多くの質問にも答えて頂きました。両先生にはお忙しい中、対応頂きました事、改めまして紙面を借りて心からお礼申し上げたいと存じます。参加された会員の皆様にとりましても、改正の動向をタイムリーに理解する事が出来る機会となったものと存じます。

食品衛生管理の高度化の為に HACCP による衛生管理の義務化は、安全な食品の提供を求める消費者の為だけでなく、安全な食品を提供している事業者にとっても役に立つものであることは言うまでもありません。今回の食品衛生法改正が、食品事業者あるいは食品衛生監視員の皆さんに正にしく普及・定着していく様、食科協としても微力ながら関連情報の発信に努めていきたいと思います。

平成 27 年に施行された食品表示法の猶予期間も令和 2 年 3 月 31 日までとなり、速やかな対応が求められているところです。食品表示は「消費者が安全に喫食する為に必要な表示」と「消費者が食品を選択するために必要な表示」がありますが、今回の表示法の改正ポイントは後者の表示になります。その中で、栄養表示の義務化は多くの消費者にバランスよく栄養摂取する様に仕向ける為に意義あるものと思います。但し、バランスの良い栄養摂取というものを一食一食で考えるのではなく、1 日単位、3 日単位、1 週間単位等で考え、食を楽しむ情報発信に努める事も食品事業者の役割かと思います。

また、4 月の消費者庁の講演の中で、「優良誤認表示」についての景品表示法の指導・取り締まりについての概要をお話しいただきました。健康志向の高まりの中、機能性表示食品がもてはやされておりますが、行き過ぎた表示や CM で消費者庁に優良誤認で指摘されるようなことがあると、市場の活性化を阻害してしまいますので、十分な配慮が必要と思います。

食品添加物表示の在り方についても検討会が開始されております。どのように表示するかについては検討会の議論を待ちたいと思いますが、多くの消費者が求めている表示はあらゆる情報を表示する事ではないと思います。食品を選択する時必要な表示は何かが大切でありましょう。添加物を使用しないことがあたかも安全で優良な食品であるかのように消費者を誘導する「無添加」「不使用」の様な強調表示は食品事業者としても慎むべき課題だと思います。食品包装用ラップフィルムに「油性の強い食品を電子レンジで加熱する場合は、ラップが食品に直接触れないようにしてください」などの注意書きがあります。その様なラップフィルムでも、「粘着付与剤等を使用していません」という表示を付記し、『無添加ラップ』という商品名で販売しているものもあります。食品の器具・容器包装の制度改正に伴い、プラスチック製品の添加物がポジティブリスト化され、安全性が確認された添加物として使用が認められるので、このような表示についても改めてもらいたいものです。

西暦 2000 年前後から続いている、消費者から見た食品の安全・安心の課題は、引き続いている課題ですが、食品企業の品質管理向上努力もあり、最近は加工食品における大きな事件・事故の報道は少なくなってきたかと思います。しかし、食品に対する「安全・安心」の課題は尽きることなく続くと思います。食科協としても、食品衛生法、食品表示法、ゲノム編集食品、食品添加物表示等々今後とも注目し、適切に情報発信、パブコメ等の行動をとってまいりたいと思いますので、会員各位のご支援・指導宜しくお願い致します。また、食科協活動の活発化の為に会員の増加が望まれます。関係する食品事業者等お知り合いの方への当会のご紹介を宜しくお願い申し上げます。

【食科協の活動状況】

１．２０１９年５月～２０１９年６月の主な活動

５月１０日 かわら版 191 号 192 号を発行。
５月１４日 2019 年度第 2 回合同会議開催
５月１７日 ニュースレター190 号、かわら版 193 号を発行を発行。
５月２４日 かわら版 194 号を発行。
５月３１日 かわら版 195 号を発行。
６月　４日 2019 年度第 1 回理事会、第 17 回会員総会、情報交換会開催。
６月　５日 かわら版 196 号を発行。
６月　７日 かわら版 197 号を発行。
６月１４日 かわら版 198 号を発行。

【行政情報】

１　世界保健機関(WHO)は、油脂業界、食品及び外食産業界は 2023 年までに工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除するための世界的な取り組みに参加する必要がある旨の声明を公表

5 月 17 日、食品安全委員会が公表した食品安全関係情報詳細に標記声明が登載されている。その主な内容は次の通り。

世界中の食料供給から工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除することはWHOの優先事項であり、2023 年までの WHO の指針となる第 13 次総合事業計画（GPW）の目標である。

この目標を達成するために、我々は政府機関の取り組み(commitment)だけでなく、産業界に対しても、工業的に生成されたトランス脂肪酸をより健康的な油脂類に置き換えることに取り組みし、行動するよう呼びかける。

WHO は、外食産業を含む、油脂業界、食品業界に以下のことに取り組みするよう求める。

工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除するために食品の組成を改良する：世界中の製品ラインにおける全ての製品に対して、飽和脂肪酸へ置き換えることなく、全製品カテゴリーに対する WHO の勧告（全ての食品において総油脂量 100g 当たり 2g 未満）に沿うように、2023 年までに、トランス脂肪酸（trans fat））排除の目標を設定し、取り組み、そして達成する。

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05130720294

２　改正後の食品衛生法第 8 条に基づく特別の注意を必要とする成分等

を含む食品について

5 月 17 日、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長に諮問された標記について、5 月 20 日食品衛生分科会 新開発食品調査部会で審議が開始された。諮問された食品は次の 4 種類でいずれも植物である。

（1）プエラリア・ミリフィカ

強力なエストロゲン様作用を有する成分（ミロエストロール類）を含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めが十分には出来ないこと

（2）ブラックコホシュ

肝障害を引き起こす作用本体成分は必ずしも明確ではないが、様々な生理活性を有する多種のアルカロイド類（マグノフロリン、レチクリン、ノルコクラウリン等）を含有すること

（3）コレウス・フォルスコリー

アデニル酸シクラーゼ活性化作用をもつ化合物フォルスコリンを含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めは十分には出来ないこと

（4）ドオウレン

腫瘍のほか肝障害誘引作用を持つアルカロイド類（ケリドニン、サンギナリン）を含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めは十分には出来ないこと

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00013.html

３　食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集

5 月 21 日、標記意見募集が公表された。意見の締め切りは 6 月 19 日で、問い合わせは厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課。その主な内容は次の通り。

（1）改正後の食品衛生法第 18 条第３項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。

（2）改正後の法第 50 条の２第１項第２号の小規模な営業者その他の政令で定める営業者については、以下のとおりとする。

・ 食品又は添加物を製造し、又は加工する者のうち、主として食品又は添加物を製造し、又は加工する施設に併設し、又は隣接した店舗において、その施設で製造又は加工した食品又は添加物の小売販売をする者

・ 飲食店営業及び喫茶店営業その他の食品を調理する者として厚生労働省令で定める者

・ 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のみを貯蔵し、運搬し又は販売する者

・ 食品又は添加物を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する者その他の法第 50 条の２第１項第１号に規定する一般的な衛生管理により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能なものとして厚生労働省令で定める営業をする者

・　上記に掲げる者のほか、一の事業所において食品又は添加物の取扱いに従事する者の数が 50 人未満である者

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190057&Mode=0

4 日本マクドナルド株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

5 月 24 日、消費者庁表示対策課は、日本マクドナルド株式会社に対し、同社が供給する「東京ローストビーフバーガー」と称する料理及び当該料理を含むセット料理並びに「東京ローストビーフマフィン」と称する料理を含むセット料理の各料理に係る表示について、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、課徴金納付命令を行ったことを公表した。

・課徴金対象行為をした期間

平成２９年８月２日から同年９月５日までの間

・命令の概要（課徴金の額）

日本マクドナルドは、令和元年１２月２５日までに、２１７１万円を支払わなければならない。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0001.pdf

5　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

5 月 30 日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等に標記通知を出した。これは、同日、食品衛生法第 11 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として、農薬ビール酵母抽出グルカンを追加する告示が公布されたことによるものである。

https://www.mhlw.go.jp/content/000513777.pdf

６　平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画の改正について（韓国産ヒラメ等に係る衛生対策の確保）公表

5 月 30 日、医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室標記改正を公表した。

これは、夏の食中毒シーズンの到来にあたり、6 月より、寄生虫のクドアによる食中毒が継続して発生している韓国産ヒラメなどを対象とする輸入鮮魚介類の検査を

全国の検疫所で強化するため、本日、「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」を改正したもので、その主な内容は次の通り。また、平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画の改正に関するＱ＆Ａも掲載されている。
〇韓国産ヒラメに対する *Kudoa septempunctata* のモニタリング検査を輸入届出の 20%から 40%へ、２倍とする。
〇生食用冷蔵むき身アカガイ、タイラギガイ、トリガイ、ウニに対する腸炎ビブリオのモニタリング検査を輸入届出の 10%から 20%へ、２倍とする。
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178994_00003.html

７　食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

5 月 31 日、消費者庁長官は各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されたことに伴うもので、施行は本年 11 月 30 日までに政令で定める日。その概要の主なものは次の通り。
・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
・国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0001.pdf
概要
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0002.pdf

８　平成 30 年度食品表示に関する消費者意向調査報告書公表

5 月 31 日、消費者庁は標記報告書を公表した。
この調査は、消費者の食品表示制度に対する理解度等を調査し、その結果を分析することで、食品表示法等の関係法令やガイドライン等の定着状況を把握するとともに、

消費者の食品表示に対するニーズを把握し、食品表示制度の見直しに役立てることを目的とするもので、調査対象者は 10,000 人。この中で、食品を選ぶとき、当該食品の「安全性」をどの程度意識することがあるかとの質問に、常に意識する又はよく意識するの合計が、男性では 61.2%、女性で 74.5%となっている。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2018/pdf/information_research_2018_190531_0001.pdf

９　ラグビーワールドカップ２０１９の開催における食品衛生対策について

６月４日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部(局)長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

本年９月 20 日から 11 月２日にかけて、ラグビーワールドカップ２０１９が全国１２都市で開催される予定となっている。(別紙参照)

ついては、開催期間中の飲食に起因する危害の発生を防止するため、関係する地方自治体においては、会場、宿泊施設、食事を提供する施設等における食品衛生上の対策について万全を期すよう、特段の配慮方お願いする。

また、その他の地方自治体においても、関係する地方自治体から管轄下の食品等事業者が製造、加工又は調理した食品等が会場や宿泊施設等の関連施設で使用されるとして、監視指導の依頼があった場合は協力に特段の配慮方お願いする。

https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000515535.pdf

１０　食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

６月６日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日をもって「改正する省令」が公布され、「改正する件」が告示されたことに伴うものでその主な内容は次の通り。なお、施行は公布日又は告示日。

・食品衛生法第 10 条の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*－ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び２－メチルブチルアミンを省令別表第１に追加したこと。

・法第 11 条第１項の規定に基づき、アルゴン、イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*－ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び２－メチルブチルアミンの成分規格を設定したこと。

・イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*－ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び２－メチルブチルアミンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたこと。

https://www.mhlw.go.jp/content/000516066.pdf

【 食品安全委員会提供情報】

本欄は食品安全委員会の会議開催実績(第 742 回:5 月 21 日開催から第 745 回:6 月 11 日開催分)の委員会議事概要をほぼそのまま参考にして記載させて頂いていますが、正確には食品安全委員会HP（https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html）の当該箇所でご確認ください。

8-1 第 742 回食品安全委員会（2019（令和元）年 5 月 21 日）

主な議事事項及び審議結果から

議　事　：佐藤委員長ほか 6 名出席

議事概要

(1)農薬専門調査会における審議結果について

・「アメトクトラジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ペンチオピラド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「メチルテトラプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。　取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

・「残留農薬に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について　→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。　取りまとめられた指針案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(2)動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「キシラジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について　→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。　取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3)食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬及び動物用医薬品「ペルメトリン」に係る食品健康影響評価について　→事務局から説明。　「ペルメトリンの一日摂取許容量（ADI）を 0.05 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を 0.5 mg／kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「LU17257 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について　→事務局から説明。　本件について、遺伝子組換え食品等専

門調査会におけるものと同じ結論、「本飼料添加物については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

8-2 第 743 回食品安全委員会（2019（令和元）年 5 月 28 日）

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか６名出席

議事概要

（１）平成３０年食中毒発生状況の概要について（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から報告。

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬５品目

［１］イソフェタミド［２］シフルフェナミド［３］ダゾメット［４］トルピラレート［５］メフェントリフルコナゾール（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているもののうち、農薬「イソフェタミド」及び「ダゾメット」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなり、農薬「シフルフェナミド」については、農薬専門調査会で審議することとなった。また、農薬「トルピラレート」及び「メフェントリフルコナゾール」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

・動物用医薬品１品目ゲンタマイシン（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

動物用医薬品「ゲンタマイシン」については、平成２１年１０月８日付けの委員会決定の１の（１）の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品１品目フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）（農林水産省からの説明）→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。また、本件は薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいても審議することとなった。

・飼料添加物３品目

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正」（アスタキサンチン、β－アポ－8'－カロチン酸エチルエステル、カンタサンチン）（農林水産省からの説明）→農林水産省から説明。

本件について、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等２品目

［１］JPAo003 株を利用して生産されたリパーゼ

［２］RN-No.3 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム

（厚生労働省からの説明）→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

・特定保健用食品４品目

［１］ヘルシアサッと健膳プレーン［２］ヘルシアサッと健膳プレーンボトル

［３］ヘルシアサッと健膳レモンオリーブ風味［４］ヘルシアサッと健膳レモンオリーブ風味ボトル（消費者庁からの説明）→消費者庁から説明。

本件について、新開発食品専門調査会で審議することとなった。

（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「ジエチルスチルベストロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ピコキシストロビン」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、「ピコキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を 0.046 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を 0.2 mg／kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「ジクロベンチアゾクス」に係る食品健康影響評価について

・農薬「トルクロホスメチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フェンピコキサミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジクロベンチアゾクスの一日摂取許容量（ADI）を 0.05 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」
「トルクロホスメチルの一日摂取許容量（ADI）を 0.064 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を 0.13 mg／kg 体重と設定する。」
「フェンピコキサミドの一日摂取許容量（ADI）を 0.32 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。
（５）「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」について
→事務局から説明。
本件について、指針（案）のとおり決定し、今後は、本指針に基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議を専門調査会で進めることとなった。
（６）「令和元年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について」及び「令和元年度食品健康影響評価技術研究３次公募課題（案）について」→担当の山本委員及び事務局から説明。
本件について、案のとおり決定された。

8-3 第 744 回食品安全委員会（2019（令和元）年 6 月 4 日）
主な議事事項及び審議結果から
出席者:佐藤委員長ほか６名出席
議事概要
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「イミノクタジン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」に係る食品健康影響評価について
・農薬「フロルピラウキシフェンベンジル」に係る食品健康影響評価について
→事務局から説明。
「イミノクタジンの一日摂取許容量（ADI）を 0.0023 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を 0.053 mg／kg 体重と設定する。」
「カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップグループの一日摂取許容量（ADI）を 0.016 mg／kg 体重／日（カルタップ塩酸塩換算）、急性参照用量（ARfD）を 0.1 mg／kg 体重（カルタップ塩酸塩換算）と設定する。」
「フロルピラウキシフェンベンジルの一日摂取許容量（ADI）を 8 mg／kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省）に通知することとなった。
・動物用医薬品「アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタック LA 注）」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・薬剤耐性菌「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ 40 注射液）」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。

「評価対象マクロライドが牛、豚及び鶏に使用された結果として、ハザードが選択され、これらの家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。また、蜜蜂及び馬については、特定すべきハザードがないことから、リスクの程度は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（２）その他→事務局から報告。

遺伝子組換え食品等専門調査会において取りまとめられた、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等についての食品健康影響評価の際の留意事項について報告が行われた。

8-4 第 745 回食品安全委員会（2019（令和元）年 6 月 11 日）

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか６名出席

議事概要

（１）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「GLU-No.10 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「SKG 株を利用して生産された L-セリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

【第 17 回通常総会【2019（令和元）年度】報告】

平成から令和へと元号が 5 月 1 日に変わり、年度途中からの元号変更となったため第 17 回通常総会を 2019 年度の表記をして令和元年 6 月 4 日に日本橋社会教育会館ホールにおいて開催した。

当日は、総会に先立ち 2019 年度第 1 回理事会を開催し、総会提出事項について理事会において承認し、研修会の運営について確認した。

総会は、5 月末現在の会員 106 名のうち、83 名（委任状を含む）の出席を得て村松

運営委員の司会により開催された。（12 時 30 分から 13 時 15 分）後藤運営委員の宣言で開会し、議事に先立ち馬場理事長から挨拶があった。

馬場理事長からは、「昨年度途中からの専務理事の体調による休職に伴う運営態勢についての説明、食科協には食品衛生監視員等の関心が高い課題への情報発信をすること、法改正等が消費者へも理解されるような活動をすること、HACCP に関する EU レポートの課題についてHACCP 推進する関係者へ伝えてより良い食の安全管理体制が構築できるような発信すること等を求め、併せて食科協の課題となっている会員の増加について努力したい。」などの話があった。

議長選任では候補者の推薦がないため、慣例により馬場理事長が指名された。議事録署名人は、当日出席者の伊井宏氏及び山田衛氏が選任された。

議事は、あらかじめ会員に送付した「第 17 回通常総会議案書」に基づき、馬場理事長を議長として進められ、その概要は次のとおりであった。

◇第 1 号議案　平成 30 年度の事業報告（案）及び決算報告（案）について

事務局からの報告では、①会員数の漸減について、②計画した食品表示勉強会が開催できず、新年度に順延したことについて、③予算に対し、実収入が約 80 万円（23%）の減収となったことについて、が課題とされた。

中川監事から、活動・業務監査の結果、適正に処理された旨報告された。

その後、採決があり、第 1 号議案は承認された。

◇第 2 号議案　2019 年度事業計画（案）及び 2019 年度予算（案）について

事務局からの提案では、①新年度に入ってから正会員、賛助会員ともに若干の増加がみられたこと、②食の安全にかかわる対応として「改正食品衛生法」、「食品表示法」、「海外における食品安全動向」及び「食中毒」への対応が継続して重要と考えること、③食品事業者等及び食品衛生監視員に合わせ消費者へも積極的に情報提供を行うため、関係機関・団体との連携を図ること、を重要課題とされた。また、予算については、①収入増のために講演会等への一般参加者の参加費の値上げをすること、②講演会・勉強会等における支出の削減を図ること、③パソコンの更新を計画的に行うこと、④予算・決算の見やすさを求めるために科目の構成について検討すること、などの報告・提案がされた。

その後、採決があり第 2 号議案は承認された。

◇第 3 号議案　役員改選について

役員（理事・監事）の任期は令和２年６月までであるが、今回の提案は土肥専務理事から健康問題により辞任の申し出があり、これの承認と後任の選任をお願いするものである。併せて理事定数が 14 名のところ現員 11 名であるところからこの補充をす

るものであることの説明がされ、会場の承認を得て、事務局から役員候補者名簿が提示された。

その結果、有働久志氏及び見冨修保裕氏が新たに常任理事に、また、渡邊清孝常任理事を専務理事に就任することが承認された。

◇第 4 号議案　その他について

特に提案する議題がない旨、事務局から報告された。

議長から、「以上をもって、本日の議事を終了する」旨の発言をするとともに、「この際、会員の皆様からのご意見を伺います」との発言があったが、特になかったため、議長業務を終了した。

閉会にあたり、有働新常任理事から理事就任あいさつを兼ねて閉会が宣せられた。

（北村忠夫）

以上